

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで
ねんきん定期便により確認したところ、私のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和45年11月30日となっており、申立期間に空白があることが分かった。

しかし、異動しただけで、継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の在籍証明書及び同社の回答並びに申立人に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社（本社）から同社C事業部（オンライン記録上は、D社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付したか否かについては不明であるが、届出については、在籍期間に途切れはないので、当時の届出誤りと思われる。」と回答している上、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たに

もかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年9月1日から44年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に相当する標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を6万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から44年10月1日まで

私は、昭和27年3月から62年1月までA社に勤務していたが、私の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも下がっていることが分かった。35年間の勤務において、減給等の処分を受けたことは無く、標準報酬月額が下がっていることに納得できない。

事務処理等のミスも考えられると思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年9月1日から44年10月1日までの期間については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、42年10月の定時決定において5万2,000円、43年10月の定時決定において4万5,000円に改定されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出されたA社における辞令の写しを見ると、申立人は、昭和42年4月1日付け、43年4月1日付け及び44年4月1日付けでそれぞれ昇給していることが確認できる。

また、A社に係る被保険者原票により、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうちの一人は、「私は、申立人と一緒にA社に入社したが、申立人は、申立

期間において、休職などはしていなかったと思う。」と述べている上、前述の辞令の写しにより、申立人は、昭和 43 年 4 月 1 日付けで B 職から C 職に昇格していることが確認できるところ、申立人及び前述の事情を聴取できた複数の者のうちの一人は、いずれも、「C 職になってからは職務手当が付いていた。」と述べているほか、申立人に係る戸籍謄本を見ると、申立人は同年 6 月に婚姻しており、同年 6 月以降、家族手当が増えた可能性があることを踏まえると、当該期間において、申立人の給与が著しく減額となる理由は見当たらない。

さらに、A 社に係る被保険者原票により、申立期間において被保険者記録が確認できる者のうち、抽出した申立人の前後 300 人の標準報酬月額推移を確認したところ、昭和 43 年 9 月の随時改定及び同年 10 月の定時決定において、2 等級以上の減額改定となっている者は申立人を含む 4 人のみである上、申立人と同年代の者（生年月日が、昭和 6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日までの者）と比較しても、申立人の当該期間における標準報酬月額は低い額となっている。

加えて、前述の申立人と同年代の者は、おおむね昭和 43 年 9 月の随時改定において増額改定されている上、申立人の被保険者原票を見ると、申立人の標準報酬月額は、44 年 10 月の定時決定において、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額である 6 万円に改定されており、その後、同年 11 月に標準報酬月額の等級表の見直しが行われたことにより、申立人の標準報酬月額が 7 万 2,000 円に改定されていることを踏まえると、同年 10 月の定時決定までの期間において、申立人に係る随時改定の記録が確認できないことは不自然であり、事業主が 43 年 10 月の定時決定において、標準報酬月額が 4 万 5,000 円に相当する報酬月額を届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 10 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た報酬月額に相当する標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を 6 万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 9 月 1 日までの期間については、申立人の A 社に係る被保険者原票によると、41 年 10 月の定時決定の時点では 6 万円であった標準報酬月額が、42 年 10 月の定時決定において 5 万 2,000 円に改定されていることが確認できるところ、前述の 300 人のうち、申立人を含む 224 人が同年 10 月の定時決定又は随時改定において減額改定されていることが確認できる。

また、A 社は、「当時の資料が無いので定かではないが、退職者からの話によると、年 4 回支給されていた賞与が、年 2 回支給に変更となった時期が昭和 42 年頃であったと聞いている。このため、この時期に賞与の額

が標準報酬月額算定の算定に含まれなくなったものと思われる。」と回答していることから、昭和42年10月以前は標準報酬月額の算定対象であった賞与が、支給回数の減少により算定対象とはならなくなったため、同年10月に標準報酬月額が減額改定された可能性がある。

さらに、A社は、「申立人の申立期間に係る届出及び保険料控除については、資料が無く確認できない。」と回答している上、前述の事情を聴取できた複数の者からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答が得られなかったほか、申立人の同社に係る被保険者原票を見ても、当該期間における申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和42年10月1日から43年9月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から54年6月までの期間及び55年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年8月から54年6月まで
② 昭和55年2月から同年6月まで

私は、それまで勤めていた会社を平成3年3月に退職し、A県B区へ転居した同年3月頃、区役所に転入届を出した際、担当の女性職員から、「あなたが20歳に到達した昭和50年当時は、国民年金への加入は任意だったが、法律が変わり、遡って支払う義務が生じた。」として、昭和50年8月から54年6月までの期間の国民年金保険料を納付するよう督促され、同区役所で国民年金保険料を納付したのを覚えている。

また、昭和55年2月から同年6月までの期間については、C機関に勤務する直前であったこともあり、国民年金保険料の納付に空白が生じないよう、郵便局か銀行で払いこんだ記憶が有る。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号については、オンライン記録上、手番無効者とされた記号番号と基礎年金番号とされた記号番号の2つが払い出されたことが確認できるものの、各記号番号の前後の記号番号に係る国民年金被保険者資格取得日（20歳到達による資格取得日）等により、平成3年3月以降に払い出されたものと推認され、その時点においては、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は、「平成3年3月頃、B区役所に転入届を出した際、担当の女性職員から、『あなたが20歳に到達した昭和50年当時は、国民年金への加入は任意だったが、法律が変わり、遡って支払う義務が生じた。』として、申立期間①の国民年金保険料を納付するよう督促された。」と主張しているところ、制度上、申立期間①当ても強制加入対象期間であったことが確認でき、A県B区も「当時の資料が無く確認できないが、そのような対応をしたとは考えにくい。」としているほか、過年度の保険料について、同区は、過年度の保険料は国庫金のため、区の窓口では収納できなかったとしている上、社会保険事務所(当時)から預かっていた白紙の納付書についても、時効になった分を発行するとは考え難いと回答しており、申立期間①の保険料について納付したことをうかがわせる事情を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、平成3年3月に納付したとする申立期間①の国民年金保険料額について主張が変遷している上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①の保険料額と相違している。

加えて、申立期間②については、申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示すものとして、「C機関は、採用に当たり、国民年金保険料の納付について、調査の対象にしていたはずである。」と主張しており、オンライン記録上、申立期間②直後にD共済組合員資格を取得していることが確認できるところ、C機関は、「昭和55年頃、国民年金の加入や保険料の納付について調査するというような話は聞いたことが無い。そうしたことはなかったのではないか。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月から同年 5 月まで

私が平成 10 年 12 月末で会社を退職し、実家の A 市に戻った頃、国民年金保険料の納付書が送られてきたため、最初の 3 か月については父親が A 市内で、後は私が B 市内の郵便局又はコンビニで納付したと思う。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は国民年金に未加入となっており、納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 10 年 12 月末で会社を退職し、実家に戻った頃、国民年金保険料の納付書が送られてきた。」と主張しているが、オンライン記録上、申立期間は未加入期間となっている上、申立人及び申立人の父親は、退職後に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いとしている。

また、オンライン記録において、平成 11 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによる「第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨関連対象者一覧表（初回勧奨）」が同年 3 月 25 日に、「未加入期間国年適用勧奨未適用者一覧表（最終）」が 12 年 8 月 21 日にそれぞれ作成されていることが確認できることから、申立人は、少なくとも同年 8 月までにおいて、国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間の最初の 3 か月については父親が A 市内で、後は私が B 市内の郵便局又はコンビニで納付したと思う。」と主張し

ているところ、i) 申立人の父親は、「納付書が送付されてきたのは覚えており、納付したと思うが、それがその頃だったかどうかは覚えていない。」と述べていること、ii) オンライン記録において、申立人に係る20歳到達時の平成7年*月から8年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の父親が納付したとする保険料は当該期間の保険料である可能性が考えられる上、申立期間において、申立人は、直前まで勤務していた事業所を退職後に健康保険の任意継続被保険者となっており、11年1月から同年5月までの健康保険料（任意継続）を全て納付していることから、申立人は、健康保険料（任意継続）と国民年金保険料の納付を誤認している可能性も考えられるほか、申立人は、コンビニエンスストアでも納付したと思うとしているが、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付できるようになったのは16年2月からである。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
私は、平成 18 年 2 月 21 日から A 社に勤務したが、年金記録を確認すると、当該事業所に係る資格取得日が同年 3 月 1 日になっていることが分かった。
平成 18 年 2 月 21 日から当該事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立人に係る出勤簿並びに当該事業所及び申立人が保管している申立期間の給料支払明細書（平成 18 年 2 月 21 日～28 日、労働日数は 7 日となっている。）により、申立人は、18 年 2 月 21 日から当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）によれば、当該事業所は、平成 23 年 6 月 29 日に申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を 18 年 3 月 1 日から同年 2 月 21 日に訂正する届を年金事務所へ提出していることが確認でき、年金事務所において、23 年 7 月 6 日に申立期間について厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅したとして、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の対象とならない期間として記録されている。

しかしながら、申立人は、「申立期間に係る給料を受領したとき及び健康保険証を受領したときに、社会保険に加入したのは、平成 18 年 3 月 1 日と認識しており、厚生年金保険料も控除されていないことは分かっていた。最初の給料を受領したときに、当時の社長に勤務開始日から社会保険に加入させてもらうよう数回話したが、病院にかかっているのであれば、

同年3月1日からでいいだろうと言われ、結局加入させてもらえなかった。」と述べている上、当該事業所及び申立人が保管する前述の給料支払明細書並びに当該事業所が保管している「平成18年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」によれば、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月1日から50年1月16日まで

私は、昭和35年5月頃にA社に入社し、途中で社名がB社（現在は、C社）に変わり、その後、D社（現在は、E社）に変わったと思うが、勤務内容に変化は無く、59年7月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、国（厚生労働省）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）の回答により、申立人が、申立期間において、同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかし、オンライン記録上のB社（C社F部長及び申立期間においてD社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答並びに商業登記簿から、A社は、当初、D社によりB社の代理店として設立され、その後、昭和43年7月1日にB社による直営店となったことが推認できる。）に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日である昭和49年3月1日）と雇用保険の離職日（昭和49年2月28日）、及びD社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和50年1月16日）と雇用保険被保険者資格取得日（昭和50年1月16日）はそれぞれ一致していることが確認できる上、申立期間及びその前後の期間において、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）の回答から、申立期間当時、同社の一部店舗はG市H

町に所在していたことが推認できるところ、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、「私はH町で勤務していたが、申立人は私より後からH町で勤務し始めた。」と述べており、申立期間における申立人の勤務実態を特定できない。

また、C社から提出された申立人の同社に係る退職願の写しを見ると、昭和48年11月5日付けで同社を退職する旨が記載されているところ、同社F部長は、「申立人が、当社に退職願を提出した昭和48年11月5日から実際に退職するまで3か月ぐらいの猶予期間があったと考えれば、49年2月末で退職した可能性もあるので、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は間違っていないと思う。」と述べている上、申立人も、「B社からD社に移った時に退職金を40万円ぐらい受け取ったと思う。」と述べていることを踏まえると、申立人は、当該退職願に基づき、49年2月28日にB社を退職した可能性が高い。

さらに、E社は、「資料が無いので、当時のことは不明である。」と回答しており、申立期間当時、同社の事務担当者であったと推認される者及び代表取締役は、既に死亡又は所在不明により事情を聴取できないほか、前述の事情を聴取できた複数の者からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実を推認できる回答を得ることはできなかった。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間において、申立人の被保険者記録は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、不自然な記録訂正が行われていた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月から 27 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 25 年 9 月から A 社に勤務していたが、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が 27 年 8 月 1 日となっており、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社が発行した「弊社在籍期間他の確認の件（回答）」の写しにより、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 26 年 9 月 10 日から 28 年 3 月 25 日までの期間において、A 社に在籍していたことが確認できる。

しかし、A 社から提出された「臨時傭日傭傭入解傭簿」及び「厚生年金被保険者名簿」の写しを見ると、申立人は、昭和 26 年 9 月 10 日付けで A 社に臨時雇用され、27 年 8 月 1 日付けで A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A 社は、「臨時雇用であった者は、正社員雇用への切替え時又は試用期間（約 1 年）経過後に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している上、オンライン記録により同年 8 月 1 日に A 社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる者で事情を聴取できた複数の者が、「臨時雇用で入社したが、入社日と厚生年金保険に加入した日が異なっている。」、「会社は、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と述べているほか、上記の同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得している者のうち、同社に係る雇用保険の記録が確認できる複数の者は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇

用保険の被保険者資格取得日が一致していないことを踏まえると、申立期間当時、A社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

また、前述の「厚生年金被保険者名簿」により確認できる申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致しており、申立期間及びその前後の期間について、前述の被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の厚生年金保険被保険者記録以外に申立人の記録は確認できない。

さらに、A社は、「申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」としている上、前述の複数の者に聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1158 (事案 663 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 3 月から同年 5 月まで、A 社において B 職として勤務していたが、厚生年金保険の記録が確認できないことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 9 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

同社から詳しい説明も無く退職させられたが、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、再調査を行った上で、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社は、「当時、社会保険関係の事務を委託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、同事務所が保管している当社に係る厚生年金保険加入者名簿に申立人の氏名が確認できないとのことであったので、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除は行っていない。」と回答している上、同社が社会保険関係事務を委託していたとする社会保険労務士事務所に確認しても、「A 社に係る当時の名簿を見ても、申立人の氏名は確認できないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届の届出は行っていないと思う。」と回答しているほか、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私は、申立期間において、C市D町にあった店に勤務していたが、毎朝、玄関のガラスを水拭きする際に水が冷たかったのを覚えている。入社時に店の2階にあった工場を見学したと思う。」と主張しているところ、A社の現在の事業主の妻は、「D店は、平成2年7月25日に賃貸借契約して内装工事を行い、約1か月後に開店したと思うが、D店の2階は借りていない上、工場は無かった。」と述べており、申立期間当時、同社の商品管理を担当していたとする者は、「私が商品を各店舗に配送していたが、当時、D店は無かった。A社は、商品を仕入れて販売していたので、作業をする店舗は無かったと思う。」と述べているほか、昭和60年の住宅地図において、同社は、C市D町における所在が確認できないことを踏まえると、申立人は、勤務していた事業所及び期間を誤認している可能性がある。

また、申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等はないと述べており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。